

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成23年12月1日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	平田正司
同	花村茂男

記

1 定期監査

学校園 南高安中学校、高安中学校、東中学校
八尾小学校、久宝寺小学校、龍華小学校、安中小学校、竹淵小学校、高安西小学校
八尾幼稚園、用和幼稚園、久宝寺幼稚園

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896 (直通)

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 田中久夫様
八尾市教育長 中原敏博様

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	平田正司
同	花村茂男

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成23年8月22日から平成23年10月27日まで

2 監査の対象部局課

学校園 南高安中学校、高安中学校、東中学校

八尾小学校、久宝寺小学校、龍華小学校、安中小学校、竹淵小学校、高安西小学校

八尾幼稚園、用和幼稚園、久宝寺幼稚園

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成22年度の事務事業

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、各学校園において、関係書類を審査するとともに、各小中学校長、幼稚園長及び関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

各学校園の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、改善、注意又は検討を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについてはその措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、学校園事務の平準化と適正かつ効率的な事務事業の執行を図るための取り組みを種々実施されているが、今年度の指摘事項の中には、前年度も指摘事項となっているものもあり、全学校園で事務改善が図られるよう引き続き努力を積み重ねられたい。

1 文書事務について

文書処理簿において、受付日や処理経過欄への記入もれのものが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正な事務処理を行うこと。

2 市費職員の休暇等の処理について

年次有給休暇カードや出勤簿の処理もれのもの、所属長の休暇承認印の押印もれものなどが見受けられたので、適正な事務処理に努めること。

3 独立行政法人日本スポーツ振興センター事務について

市からの給付金の入金後保護者への支払いが遅れているもの、また、給付金出納簿において収入日の記入誤りのものなどが見受けられたので、適正な事務処理に努めること。

4 就学援助関係事務について

市からの入金後保護者への支払いを年間まとめて行うなど事務処理が遅れているもの、また、「就学援助費個人支給明細書兼領収書」の記載内容が実際の支払日と不一致のもの、保護者に交付した受領書等の控えが保管されていないものなどが見受けられたので、適正な事務処理に努めること。

5 修学旅行・林間学舎関係事務について

- (1) 修学旅行の企画説明書では申込金は20%~全額を支払うとなっており、申込金等修学旅行費用を旅行開始日前に全額支払っている事例が見受けられたが、リスク管理の観点等から支払時期、金額等について検討すること。
- (2) 修学旅行の業者決定日より業者からの企画書提出日が後になっているもの、契約書が作成されていないもの、また、見積書の日付の記入のないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (3) 修学旅行、林間学舎等の支出決裁書で、領収書や添付書類の金額が支出額と一致しないものや説明資料が不足しているもの、請求日及び決裁日の日付が誤っているもの、現金を受領した担当者の領収印もれのものが見受けられたので、適正な事務処理に努めること。
- (4) 欠席者等に対する返金に係る領収書について、日付が誤っているものが見受けられたので、適正な事務処理に努めること。

6 学校給食費関係事務について

返戻金について口座出金後の処理が遅れているものや、支払い金額、受領金額に関する根拠資料が添付されていないものなどが見受けられたので、適正な事務処理に努めること。

7 幼稚園保育料等関係事務について

保護者の預金から引き落としができない場合で、現金での受領についての領収書控え等証拠書類が保管されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

8 備品・公印・薬品の管理について

備品台帳と備品の照合において、備品シールに備品番号記入もれのものが見受けられたので、適正な事務処理に努めること。